

(5) 都道府県過疎代行制度の拡充

1. 背景・目的

市町村合併に伴い、合併前は都道府県過疎代行制度を適用できた区域が都道府県過疎代行制度の対象から外れる場合が生じている。このような場合において、都道府県過疎代行制度の要件を緩和し、合併後においても都道府県過疎代行制度の対象とすることで下水道整備を一層促進する。

2. 概要

都道府県過疎代行制度の対象要件を緩和し、合併を行った市町村を対象に、合併前の市町村区域の単位で対象要件を判断し、都道府県過疎代行制度の適用が可能となるよう制度の拡充を図る。

なお、平成14年3月31日以降に合併を行った市町村について、合併が行われた日から10年を経過する日の属する年度末日までの間に限って、合併前の市町村の区域を単位として判断することができる経過措置とする。

3. 事業効果

現行制度では合併後の市町村全体で適用の可否を判断しているが、旧市町村の区域のみで可否を判断できるよう制度の拡充を図ることにより、過疎市町村の下水道普及を促進する。

